

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	特別支援教育就学奨励費補助金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宮町は、特別支援教育就学奨励費補助金の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福岡県新宮町長

公表日

令和2年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費補助金に関する事務
②事務の概要	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律第5条に基づき、特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の援助を行うもの。</p> <p>1 申請の受付 2 特別支援教育就学奨励費補助金管理ファイルを作成 3 所得情報等による受給資格判定 4 生活保護認定世帯の確認、追加 5 審査後、認定、不認定を就学援助管理ファイルに記録 6 判定結果を申請者に通知</p>
③システムの名称	宛名・納付台帳システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、就学援助管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費補助金管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第2項</p> <p>・新宮町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び第5条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(1) 情報照会事務 番号法第19条第7号 別表第二の第38の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条</p> <p>(2) 情報提供事務 番号法第19条第7号 別表第二の26,87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19,44条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会 学校教育課
②所属長の役職名	教育委員会 学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宮町総務課 庶務係 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-962-0231 (内線214)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宮町教育委員会 学校教育課 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-963-1739 (直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月1日	I-5. ②所属長の役職名	学校教育課長 阿部 宏紀	教育委員会学校教育課長	事後	
平成30年8月1日	II-1. いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	II-2. いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-1. ③システムの名称	宛名・納付台帳システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	宛名・納付台帳システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、就学援助管理システム	事後	
令和1年6月28日	I-4. ②法令上の根拠	(情報照会事務) 番号法第19条第14号	(1)情報照会事務 番号法第19条第7号 別表第二の第38の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条 (2)情報提供事務 番号法第19条第7号 別表第二の26,87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19,44条	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		新規追加	事後	
令和2年7月1日	II-1. いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月1日	II-2. いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月1日	IV-8. 監査	[] 自己点検	[○] 自己点検	事後	